

Ⅱ 医療機関情報

医療機関の受診にあたって

1. 発達障がいについて受診する前に

受診にあたっては、その目的・必要性を、本人や家族、支援者でよく話し合っておくことが大切です。一部の医療機関に診察希望の方が集中し、長期の受診待ちが生じてしまう状況もありますので、意識的に、目的に合わせた受診先を選ぶ等の工夫も必要かもしれません。そして、受診の結果を支援に結び付けていくために、医療情報を共有する方法について確認しておくといよいでしょう。

発達障がいの診断は、発達の経過や現在の状況等をふまえて医師が総合的に判断するものです。生育歴、乳幼児期からの行動の特徴、現在困っていること、支援の状況等を整理し、できるだけメモにまとめておくと、スムーズな診察に役立つと考えられます。

転居等で他の医療機関への受診を検討している場合には、現在の主治医に相談し、診療情報提供書（紹介状）を作成してもらってから受診するようにしましょう。

2. 発達障がいの診断について

診断が確定するまでには何度か通院が必要になることもあります。

発達障がい以外の要因によって、発達障がいとよく似た特徴が現れることがあるので、状況によっては判断が難しく、診断がつかないことがあります。ただ、診断が確定しなくても、医療機関で得られた本人の特性等の情報を支援に役立てることはできます。



(1) 乳幼児期～学齢期

小児科のほか、精神科等でも診療が可能な場合もあります。

乳幼児期は、発達や環境等による変化が大きいため、時期によって診断名が異なる場合もあります。家庭と保育所・幼稚園・学校等とで情報を共有し、変化が見られたときには再度相談することも大切です。

(2) 青年期～成人期

多くの場合、高校生年代以降の方は、主に精神科、心療内科を受診することになります。

発達障がいは生まれつきの脳のはたらきの偏りによるものと言われており、子どもの頃から何らかの兆候や不応が現れている場合が多いと考えられますが、大人になってから発達障がいに気づかれる方もいます。大人になってから初めて受診する場合には、幼少期の情報が不足がちのために診断が難しくなると言われています。

その時点での不応の理由が他の精神医学的な問題である場合もあります。診断が確定しなくても、医療機関で得られた特徴を整理し、日常生活の支援につなげることができます。

発達障がいの検査とは

発達障がいの診療に際して、質問紙による検査や知能検査を行うことがありますが、あくまでも診断や支援の参考とするためのものです。

検査を実施するかどうかは医師が判断し、結果については、医師や検査担当者からお聞きになり、支援に生かしてください。

3. 受診後のサポート

診断を受けることで、本人や家族が安心できることもあれば、不安に思うこともあるので、支援者は気持ちの揺れ動きを否定せずサポートしていくことが大切です。

長野県の医療体制

1. 発達障がい診療に係る体制のあり方の検討

長野県発達障がい者支援対策協議会の「診療体制部会」であり方を検討するとともに、他の部会とも協議しています。

2. 長野県発達障がい診療人材育成事業

発達障がいの診療と助言ができる医師の不足を解消し、全県で格差なく発達障がいの診療が受けられるよう地域の診療体制整備を進めるため、信州大学への委託（平成30年度から令和4年度までの5年間）により医師の人材育成事業を行っています。

信州大学医学部に「子どものこころの発達医学教室」を開設し、受講希望のあった医師（受講生）に対して講義等を行い、規定のカリキュラムを修了した医師を県が独自に設けた「長野県発達障がい専門医・診療医」として認定し、県内の医療機関に計画的に配置しています。



認定された医師の名簿については、長野県のホームページトップから「発達障がい診療人材育成」で検索してください。

3. 地域における医療の対応力向上や連携強化

医師対象の研修会、圏域における研修会へ、専門家（長野県立こども病院及び、こころの医療センター駒ヶ根、信州大学医学部附属病院の医師、コメディカル職員等）を派遣し、対応力向上や連携強化を図っています。（長野県立こども病院委託）。

「長野県発達障がいかかりつけ医研修」

地域の医師・歯科医師が発達障がいの方の診療や治療、適切な対応などの専門的な研修を受けることにより、診療技術の向上を図り、発達障がい児・者が身近な地域で医療的支援を受けやすくすることを目的とし研修会を実施しています。（※発達障がいそのものの診療ではありません）

受講した医師の名簿は、長野県のホームページトップから「発達障がいかかりつけ医」で検索してください。

長野県内の医療機関情報

1. 注意事項

次ページからの一覧では、掲載許可をいただいた医療機関のみ掲載しています。掲載内容は、各医療機関からご回答いただいた内容に基づいています。

掲載のない医療機関でも診療を行っている所があります。なお、掲載している情報は令和3年(2021年)9月1日現在の情報です。変更となっている場合もありますので、詳細は、各医療機関にお問い合わせください。

ながの医療情報 Net

長野県内の医療機関、歯科、薬局の情報は、「ながの医療情報 Net」で検索し、情報を得ることが出来ます。



2. 一覧表の見方

圏域順に並べてあります。

【凡例】

PDD/ASD	ICD-10の「広汎性発達障」害及びDSM-5の「自閉スペクトラム症」
トゥレット症候群等	チックも含む。
入院	発達障がいまたは発達障がいによる二次障害の検査・治療・適応状況改善のいずれかを目的とした入院。
ADHD 治療薬	メチルフェニデート、リスデキサンフェタミンメシル酸塩など、登録された医師のみが処方できる薬の処方医がいる。
家族への助言	本人の診療において、家族に対する助言等も行う場合。
機関連携	関係機関との連携のため、支援会議への医師・スタッフの参加にも対応している場合。
診療等の内容	CBT：認知行動療法を行っている場合。
スタッフ	診療に際して関わる専門スタッフ <ul style="list-style-type: none"> ・心理：公認心理師、臨床心理士等の心理技術者。 ・ST：言語聴覚士。 ・OT：作業療法士。 ・PT：理学療法士。 ・福祉：医療ソーシャルワーカー（MSW）、精神保健福祉士（PSW）、社会福祉士（SW）等。 ・看護：看護師
初診時紹介状	◎：必須 ○：できれば必要 △：特に必要ではない
予約制	○：必須 空欄の場合は、必須ではありませんが、医療機関に直接問い合わせてください。